

国民体育大会ふるさと選手制度について

特例の対象は、「**成年種別**」とする。

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
※上記第3項—成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または、同アカデミーに在籍する選手は、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。
なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。
3. 日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、あらかじめ所定の方法（Web 上の「国民体育大会参加申込システム」—「ふるさと申込書」）により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項—（1）—1）—③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
※ 開催基準要項細則第3項—（1）—1）—③（国内移動選手の制限）・・・「前回の大会（都道府県大会を含む）に選手および監督で参加した者は、2大会以上の間を置かなければ、異なる都道府県から参加することはできない。」
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. Web 上でのふるさと登録とともに、下図の要領で「ふるさと登録届【様式2】」を提出する。

手続きのフローチャート

- ② 該当選手は【様式2】を記入し、各競技団体に提出する。
- ② 競技団体は【様式2】の記載事項を確認し、栃木県体育協会に提出する。

